

兵庫県アルコール健康障害対策推進計画（仮称）検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 兵庫県におけるアルコール健康障害対策推進計画（以下「計画」という。）を策定するため、兵庫県アルコール健康障害対策推進計画（仮称）検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に係る必要な事項の検討に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、15人以内の委員で組織する。

(任期)

第4条 委員会の任期は、平成31年3月31日までとする。

(会長)

第5条 委員会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総括し、委員会を代表する。
- 4 会長に事故等があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を行う。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員は、事故その他のやむを得ない理由により会議に出席できないときは、代理人を出席させることができる。この場合において、欠席する委員は会議が開催される前に、委任状を会長に提出しなければならない。
- 4 会長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者（以下、「特別委員」）の出席を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、委員会で知り得た情報を正当な理由なく漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(謝金)

- 第8条 委員（県の職員である委員を除く。）が会議に出席したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。
- 2 第6条第3項の規定に基づき、代理人が会議に出席したときはときは、代理人に対して委員と同額の謝金を支給する。
 - 3 第6条第4項の規定に基づき、特別委員が会議に出席したときは、特別委員に対して委員と同額の謝金を支給する。

(旅費)

- 第9条 委員、代理人及び特別委員が会議に出席したときは、職員等の旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第44条）及び「旅行依頼に伴う旅費支給に関する職務級の法定基準（昭和61年1月9日人第543号）」の規定に基づく旅費を支給する。

(庶務)

- 第10条 委員会の庶務は、健康福祉部障害福祉局障害福祉課において処理する。

(補則)

- 第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

(招集の特例)

- 2 この要綱の施行の日以降最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、健康福祉部障害福祉局障害福祉課長が招集する。

別表（第3条関係）

兵庫県アルコール健康障害対策推進計画（仮称）検討委員会委員

氏名	所属・役職	備考
曾良 一郎	神戸大学大学院教授	会長
西口 修平	兵庫医科大学教授（副学長）	
山本 訓也	公益財団法人復光会垂水病院長	
葛山 秀則	兵庫県立ひょうごこころの医療センター副院長	
足立 光平	一般社団法人兵庫県医師会副会長	
長尾 卓夫	一般社団法人兵庫県精神科病院協会長	
千郷 雅史	兵庫県精神神経科診療所協会長	
成田 康子	公益社団法人兵庫県看護協会長	
北岡 祐子	一般社団法人兵庫県精神保健福祉士協会長	
柳 尚夫	兵庫県保健所長会監事	豊岡健康福祉事務所長
亀田 龍昇	兵庫県民生委員児童委員連合会長	
柏野 好央	兵庫県断酒連合会長	
三橋 敏弘	兵庫県小売酒販組合連合会長	
箱崎 孝治	兵庫県全料飲生活衛生同業組合連合会長	